

逗子市分別収集計画

第10期（令和5～9年度）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づく
第10期市町村分別収集計画

令和4年6月

逗子市
環境都市部 資源循環課

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では最終処分場の残余容量が限界に近づくなかで、ごみの減量化・資源化の促進とごみ排出量に応じた公平な費用負担を図ることを目的として、平成27年10月に「家庭ごみ処理有料化と分別品目の見直し」を実施した。燃やすごみと不燃ごみを有料とし、資源化できる品目を増やすことでごみと資源物の分別が進み、有料化後の半年で、燃やすごみは約3割、不燃ごみは約7割の減量効果があった。焼却灰の量も大幅に削減したところであるが、ごみの減量化・資源化の更なる促進、地域の環境美化の向上、ごみ処理費用の削減など廃棄物行政に係る諸課題は枚挙にいとまがない。

本計画は、このような状況のもと、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の概ねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) ごみの排出抑制を図るとともに、発生したごみについては分別を徹底し、極力再生利用に努め、環境への負荷の低減に配慮した安全で安定した処理体制の確立を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	3,998 t	3,986 t	3,974 t	3,962 t	3,950 t

区分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
主としてスチール製の容器	109 t	108 t	107 t	106 t	105 t
主としてアルミ製の容器	115 t	114 t	113 t	112 t	111 t
無色のガラス製容器	291 t	289 t	287 t	285 t	283 t
茶色のガラス製容器	287 t	285 t	283 t	281 t	279 t
その他のガラス製容器	213 t	212 t	211 t	210 t	208 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	46 t	46 t	46 t	46 t	46 t
主として段ボール製の容器	1,152 t	1,145 t	1,138 t	1,130 t	1,122 t
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	370 t	368 t	366 t	363 t	360 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,415 t	1,406 t	1,398 t	1,388 t	1,378 t

※各数量は、1年間の総量としている。
 小数点以下を適宜調整しているため、合計が一致しない場合がある。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 役割分担

ア 市民の役割

市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努める。

(逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(以下「条例」という。)第5条第1項)

イ 事業者の役割

事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理する。(条例第4条第1項)

ウ 市の役割

市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じる必要がある。また、施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じる必要があり、これらの責務を果たすために必要と認められる情報の収集及び調査研究等に努めなければならない。

(2) 容器包装廃棄物の排出抑制の方策

ア 廃棄物減量等推進審議会

減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、逗子市廃棄物減量等推進審議会を置く。(条例第7条)

イ 廃棄物減量等推進員

減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理及び地域の生活環境の保持に熱意と識見を有する者のうちから廃棄物減量等推進員を委嘱し、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。(条例第12条)

ウ ごみ減量化・資源化協力店の指定

逗子市ごみ減量化・資源化協力店制度実施要綱に基づき、市内の小売店及び卸売店で、次の各項目のうち2以上の取り組みを行う店舗をごみ減量化・資源化協力店に指定し、その

取り組みを支援する。

①簡易包装の推進、②トレイの使用削減、③買物袋持参の推進、④牛乳パック・トレイ・紙類・瓶類・缶類等の資源物の回収、⑤再生紙・再生品・エコマーク商品等の環境保全型商品の販売、⑥再生紙の利用、⑦消費者へごみの減量化・資源化推進の呼びかけ、⑧その他ごみの減量化・資源化の推進に向けた取り組みの実施

エ 普及啓発

市民及び学校教育等におけるごみ処理施設見学会、出前授業及び各種講座などの機会を設け、廃棄物の減量化及び資源化等に係る意識の高揚を図る。

また、ごみの分別及び資源化に係るパンフレット等を配布し、取り組みの周知を図る。

オ 資源回収の推進

ごみの減量化及び資源化の推進を図るため、市内全域で集団資源回収を実施し、登録団体（自治会・町内会等）と登録事業者が協力して、資源物（新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・ミックスペーパー・アルミ缶・スチール缶・家庭金物）を回収し資源化を図る。

カ 資源物の拠点回収の実施

ガラス製容器等については、収集日を限らずに持ち込めるよう、拠点回収ボックスを設置して回収を行う。

キ 庁内での資源化、再生品利用の実施

市役所等の公共施設における事務等に当たっては、紙ごみ等の排出量を削減するとともに、容器包装廃棄物の分別を徹底する。

ク 家庭ごみ処理有料化

燃やすごみと不燃ごみに混入する容器包装等を削減し、ごみの減量化と資源物としての分別収集を推進するために、ごみ処理手数料を徴収する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量及び廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、逗子市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	あきびん
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの		ミックスペーパー
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの		容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

項目	R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		R9年度	
主としてスチール製の容器	60 t		60 t		60 t		60 t		60 t	
主としてアルミ製の容器	94 t		93 t		92 t		91 t		90 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	170 t		169 t		168 t		167 t		166 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	188 t		187 t		186 t		185 t		184 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	11 t		11 t		11 t		11 t		11 t	
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	170 t		169 t		168 t		167 t		166 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
主として段ボール製の容器	896 t		890 t		885 t		879 t		872 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	171 t		170 t		169 t		168 t		167 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	171 t		170 t		169 t		168 t		167 t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	841 t		836 t		831 t		825 t		819 t	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	841 t		836 t		831 t		825 t		819 t	
合計	2,600 t		2,584 t		2,569 t		2,552 t		2,534 t	

※各数量は、1年間の総量としている。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（令和2年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、「逗子市総合計画基本構想2015-2038」（2015年3月）の人口をもとに対前年度比を求めた。なお、令和5年度人口変動率は令和2年4月1日現在人口60,060人に対する値である。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
55,180人 (対令和5年度比)	54,821人 (対前年度比)	54,472人 (対前年度比)	54,072人 (対前年度比)	53,651人 (対前年度比)
96.87%	99.38%	99.40%	99.30%	99.26%
(池子住宅地区 3,000人)	(池子住宅地区 3,000人)	(池子住宅地区 3,000人)	(池子住宅地区 3,000人)	(池子住宅地区 3,000人)
<u>総計58,180人</u>	<u>総計57,821</u>	<u>総計57,472人</u>	<u>総計57,072人</u>	<u>総計56,651人</u>

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

スチール缶、アルミ缶、飲料用紙パック及び段ボールについては、集団資源回収による回収とする。

分別収集の実施主体は、次に示すとおりである。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬	中間処理 (選別・保管等)	備考
主としてスチール製の容器	スチール缶	集団資源回収による定期収集(ステーション方式)	集団資源回収登録事業者	
主としてアルミ製の容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	あきびん	市による定期収集(ステーション方式)	市	平成 22 年度より拠点回収を併用して実施
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック	集団資源回収による定期収集(ステーション方式)	集団資源回収登録事業者	
主として段ボール製の容器	段ボール			
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	市による定期収集(ステーション方式)	市	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第 8 条第 2 項第 6 号)

あきびんについては環境クリーンセンターストックヤードに保管する。ペットボトル、容器包装プラスチックについては、環境クリーンセンターストックヤード施設で圧縮・減容し、保管をする。

次表に収集容器、中間処理方法についてまとめる。

分別収集をする容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	中間処理 (選別・保管 等)	備考
主としてスチール製 の容器	スチール缶		集団資源回収 登録事業者	平成 28 年度にネ ット容器による 回収をモデル事 業として実施
主としてアルミ製の 容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	あきびん			
茶色のガラス製容器		透明または半透 明のビニール袋		
その他のガラス製容 器			ストックヤード 施設 (保管)	平成 22 年度より 拠点回収を併用 して実施
主として紙製の容器 であって飲料を充て んするためのもの(原 材料としてアルミニ ウムが利用されてい るものを除く。)	飲料用紙パック		紙ひもなどで結 束	集団資源回収 登録事業者
主として段ボール製 の容器	段ボール			
主としてポリエチレ ンテレフタレート製 の容器であって飲料、 しょうゆ等を充てん するためのもの	ペットボトル	透明または半透 明のビニール袋	ストックヤード 施設(圧縮・梱包・ 保管)	
主としてプラスチッ ク製の容器包装であ って上記以外のもの	容器包装 プラスチック			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 行政計画等との整合

逗子市一般廃棄物処理基本計画及びその他の行政計画との整合を図りつつ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進する。

(2) 市民との協働

分別の徹底及びごみの減量化及び資源化に係る市民との調整については、廃棄物減量等推進員の協力を得て実施する。

また、資源化に係る意識の向上を図るとともに、地域のコミュニティの醸成にも資するべく、自治会・町内会等の登録団体による集団資源回収を市内全域で実施する。

(3) 収集及び処理体系



